

Q 1. Gビズ IDに関する問い合わせはどこにすればよいですか？

A 1. Gビズ IDのホームページをご参照ください。

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

Q 2. 公募説明会や交付説明会は開催しないのですか？

A 2. 新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、現時点では、開催の予定はありません。

Q 3. 2次締切で不採択となった場合、3次締切以降で再度申請することは可能ですか？

A 3. 可能です。

Q 4. 過去のものづくり補助金に採択された事業者も申請可能ですか？

A 4. 申請は可能ですが、3年以内に交付決定を受けた事業者は、減点措置の対象となりますのでご了承ください。

Q 5. 交付決定前の事前着手の承認のための申請については、応募締め切りごとに提出が必要ですか？

A 5. お手数ですが、応募締めごとに提出をお願いします。

Q 6. 障がい者や外国人技能実習生の賃金も地域別最低賃金+30円を満たしている必要がありますか？

A 6. 満たしている必要があります。ただし、都道府県労働局長から最低賃金の減額特例の許可を受けている労働者は地域別最低賃金+30円を満たしている必要はありません。

Q 7. 給与支給総額に役員報酬は含まれますか？

A 7. 含まれます。

Q 8. 被用者保険（厚生年金）の任意適用による加点措置は、従業員50名以下の事業者も対象となりますか？

A 8. 従業員50名以下の事業者も被用者保険（厚生年金）の任意適用が可能ですが、加点措置の対象とはなりません。

Q 9. 特定適用事業所該当通知書はどうすれば取得できますか。

A 9. お近くの年金事務所にご相談ください。

Q 10. 様式1（従業員への賃金引上げ計画の表明書（従業員がいる場合））の「事業場内最低賃金で働く従業員」の署名捺印は必須でしょうか？

A 10. 必須です。ただし、「事業場内最低賃金で働く従業員」の署名捺印にかえて、事業場内最低

賃金で働く従業員を含む複数の従業員の署名・捺印とすることは認められます。このとき、「事業場内最低賃金で働く従業員」の記載を落としていただいても構いません。

Q11. 4次締切の公募要領はいつ発表されますか？

A11. 3次締切まで（8月3日まで）になるべく早く公表する予定です。

Q12. 補助事業終了後5年以内に補助対象者の要件を満たさなくなった場合に補助金の返還が必要ですか？

A12. 事業実施期間内に補助対象者の要件を満たさなくなった場合には補助金が支払われませんが、事業終了後に大企業となった場合には補助金の返還は必要ありません。（令和元年度補正事業者から適用になります。）ただし、個人事業主が医療法人になった場合は、従来どおり財産処分の扱いとなり、補助金額の一部を返還していただく必要があります。

Q13. 給与支給総額にはどんな経費が含まれますか？

A13. 従業員や役員に支払う給料、賃金、賞与のほか、各種手当（残業手当、休日出勤手当、職務手当、地域手当、家族（扶養）手当、住宅手当等）といった給与所得とされるものが含まれます。ただし、退職手当など、給与所得とされないものは含まれません。福利厚生費も含まれません。

Q14. 会社全体の事業計画上の人件費にはどんな経費が含まれますか？

A14. 下の各項目の全てを含んだ総額を人件費とします。

- ・売上原価に含まれる労務費（福利厚生費、退職金等を含んだもの。）
 - ・一般管理費に含まれる役員給与、従業員給与、賞与及び賞与引当金繰入れ、福利厚生費、退職金及び退職給与引当金繰入れ
 - ・派遣労働者、短時間労働者の給与を外注費で処理した場合のその費用
- ただし、これらの算出ができない場合においては、平均給与に従業員数を掛けることによって算出してください。

Q15. 個人事業主の場合、会社全体の事業計画上に入力する売上高、営業利益、営業外費用、人件費、減価償却費、設備投資費、給与支給総額はどのように算出すればよいですか？

A15. 青色申告決算書（損益計算書）上で以下の費目が該当します。

売上高＝売上（収入）金額（①）

営業利益＝差引金額（⑦）

営業外費用＝経費の総計（⑳）

人件費＝福利厚生費＋給料賃金＋専従者給与＋青色申告特別控除前の所得金額
（⑲＋⑳＋㉓＋㉔）

減価償却費＝減価償却費（⑱）

設備投資費＝各年度の設備投資額

給与支給総額＝給料賃金＋専従者給与＋青色申告特別控除前の所得金額（⑳＋㉔＋㉗）

Q16. 賃金引き上げによる加点（公募要領P. 20④-1）を希望する場合、どのような書類を添付すればよいですか？

A16. 様式1 従業員への賃金引上げ計画の表明書に、給与支給総額を年率平均何%増加させ、事業場内最低賃金を地域別最低賃金＋何円の水準とする計画であるかを記載して、添付してください。

Q17. 公募要領P. 20に「過去3年以内に、類似の補助金の交付決定を受けていた場合、交付決定の回数に応じて減点」とありますが、交付決定後に事業廃止等を行った事業者も減点措置の対象となりますか？

A17. 交付決定後に事業廃止等を行っていても減点措置の対象となります。

Q18. 公募要領P. 8に「給与支給総額を用いることが適切でないと解される特別な事情がある場合」とありますが、具体的にどのような場合があるのでしょうか？

A18. 役員や従業員が、自己都合により退職した場合を想定しております。

Q19. 公募要領P. 8に「事業計画終了時点において、給与支給総額の年率平均1.5%以上増加目標が達成できていない場合は、導入した設備等の簿価又は時価のいずれか低い方の額のうち補助金額に対応する分（残存簿価等×補助金額／実際の購入金額）の返還を求めます。」とありますが、この「事業計画終了時点」とは、いつのことを指しているのでしょうか？

A19. 「事業計画終了時点」とは、3年の事業計画であれば3年後、5年の事業計画であれば5年後を指します。3年の事業計画の場合、3年後の給与支給総額が基準年度の給与支給総額と比較して4.5%（年率平均1.5%×3）以上増加していれば、仮に2年後の給与支給総額が基準年度の給与支給総額と比較して3.0%（年率平均1.5%×2）以上増加していなくても、返還を求めません。

Q20. Q19の「導入した設備等の簿価又は時価のいずれか低い方の額のうち補助金額に対応する分（残存簿価等×補助金額／実際の購入金額）の返還」について、簿価、時価の算出方法を教えてください。

A20. 簿価（残存簿価相当額）の算出方法・・・設備等取得時の価格を以下の方法により減価償却した後の金額（返還時点）を指します。

（参考）減価償却の方法について

ア) 法人の場合

「建物、建物付属設備、構築物、ソフトウェア」は定額法を用いる。

上記以外は定率法を用いる。ただし、機械装置・車輛・器具備品については定額法を用いることも可能です。

イ) 個人事業主の場合

基本的にすべて定額法を用います。ただし、機械装置・車輛・器具備品については定率法を用いることも可能です。

※圧縮記帳や特別償却を行った場合も、上記の方法により減価償却した額を用います。時価の算出方法・・・2者以上の買い取り業者等から取得した買い取り価格の見積のうち、いずれか高い額を指します。

Q21. 公募要領P. 4 2. 補助対象者の要件に「申請締切日前10か月以内に同一事業（令和元年度補正ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業）の交付決定を受けた事業者を除きます。」とありますが、交付決定後に事業の廃止等を行っている事業者であれば補助金に応募することはできますか？

A21. 申請締切日前10か月以内に同一事業（令和元年度補正ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業）の交付決定を受けた事業者は、事業の廃止等を行っていても、補助金に応募することができません。

Q22. 会社全体の事業計画の基準年度はどのように入力すればよいですか？

A22. 基準年度の欄には、申請締切日から6か月前の日以降の決算の実績値（実績値が確定していない場合は見込み値）に基づく数値をご入力ください。見込み値をご入力いただき採択された場合は、次年度のフォローアップにおいて、実績値をご報告いただくこととなります（賃上げにかかる補助金返還の判定には、実績値を用います）。

Q23. 特別枠で申請すれば、通常枠より採択となる可能性は高くなりますか？

A23. 特別枠で不採択だった案件は、通常枠の案件と合わせて審査されますが、加点措置によって優先採択されるため、結果として、通常枠で申請するよりも採択されやすくなります。

Q24. 特別枠の予算規模は予め決まっていますか？

A24. ものづくり補助金・持続化補助金・IT導入補助金の3補助金にそれぞれ特別枠を設けることとしており、合計700億円の補正予算が措置される予定です。ものづくり補助金への具体的な配分額については、執行状況や中小企業の対応状況等を見ながら決定される予定です。

Q25. 特別枠では不採択となったものの、通常枠で採択された場合は、補助率等の条件はどうなりますか？

A25. 特別枠で不採択だった申請が通常枠で採択された場合、通常枠の補助率や補助対象経費等が適用されます。（広告宣伝・販売促進費および感染防止対策費は補助対象経費となりませ

ん)。ただし、この場合、事前着手の承認や生産性や賃上げの目標値の達成期限の1年猶予など、特別枠でのみ適用される特例措置は、通常枠で採択された場合にも有効です。

Q26. 特別枠に申請する際、新型コロナウイルスの影響を証明するために追加の書類提出は必要ですか？

A26. 特別枠は、新型コロナウイルスの影響を乗り越えるための投資が一定額以上行われることが必要ですが、これは、申請情報のうち事業計画書の具体的内容や経費明細表によって確認をさせていただきます。したがって、追加的な書類を提出いただく必要はありません。

Q27. 特別枠に申請する場合、補助対象経費の1/6以上がA～C類型に関する投資であることが必要となっていますが、この補助対象経費に「感染防止対策費」は含まれますか？

A27. 含めません。なお、外注費等に関する上限額を算出する際も、「感染防止対策費」は補助対象経費（上限額を算出する際の分母）に含めません。

Q28. 感染防止対策費は、令和2年5月14日以降に発生した費用まで遡及して対象となるということは、交付決定前に発注した物品でも補助対象に含まれるのでしょうか？

A28. 業種別ガイドラインに基づく感染防止対策費（別紙3で定めるもの）であるならば、5月14日以降に発注した物品であっても、補助対象となります。補助対象品目の詳細につきましては、自社の事業種類に沿った業種別ガイドラインをご確認ください。なお、補助対象となる感染防止対策費は、業種別ガイドラインに沿って感染防止対策を行うことにともない必要となる費用である点にご留意ください。